

学校法人等代表者 殿
私学共済事務担当者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原 紀彦

令和6年度の掛金等の率について（お知らせ）

平素より当事業団の業務につきましては、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度の掛金等の率につきましては、令和6年1月23日開催の共済運営委員会において審議され、了承されましたので、下記のとおりお知らせするとともに、皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、私学共済制度の掛金等の率は、日本私立学校振興・共済事業団共済規程（以下「共済規程」という。）第26条に定められていますので、今後、文部科学大臣の認可を受けて共済規程の変更を行います。

今回お知らせする内容につきましては、既に私学共済ホームページにも掲載していますが、「月報私学」3月号及び加入者向広報「共済だより レター」春号にも掲載する予定です。

記

1 短期給付等掛金率

短期給付等掛金率は、短期給付分、福祉事業分及び介護分から構成されています。

（1）短期給付分掛金率の改定

現行の掛金率8.569%は、平成31年度（令和元年度）に改定して以来、加入者数の増加や新型コロナウイルス感染症蔓延による受診控えの影響により医療給付費が一時的に抑えられたこと等により、財政の均衡を保つことができいたため掛金率を据え置いてきました。

この度、短期勘定の将来推計を行ったところ、医療給付費及び高齢者医療制度への支援金等の増加に加え、令和6年4月の制度改正により前期高

齢者納付金の調整に「報酬水準に応じた調整」の仕組みが一部導入されることから、2～3年のうちには積立金で賄えない状況となり、財政の均衡を保つことが困難になることが見込まれます。

そのため、おおむね将来の3年間で財政が均衡するように、令和6年4月から0.202ポイント引き上げ、8.771%とします。

(2) 介護分掛金率の改定

急速な高齢化の進行に伴い、国全体の介護費用が増加していることにより、当事業団が負担すべき介護納付金が前年度に比べて約7億3千万円増加するため、令和6年4月から現行の1.677%を0.015ポイント引き上げ、1.692%とします。

なお、介護分掛金率については、厚生労働省からの事務連絡等による諸係数を基に、当事業団が負担すべき介護納付金の額を算出し、その額を私学共済制度における介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の加入者）の当該年度の標準報酬月額及び標準賞与額の総額で除して求めることになっています。

(3) 特定保険料率に相当する掛金率

令和6年度の短期給付分掛金率のうち特定保険料率に相当する掛金率（高齢者医療制度への支援金等に充てるための掛金率）は、3月上旬に各学校法人等宛ての通知文及び広報誌等で通知する予定です。

2 退職等年金給付掛金率

令和5年財政再計算の結果、現行の1.50%に据え置きます（私学共済ホームページ『退職等年金給付に係る令和5年財政再計算結果と令和6年4月分からの退職等年金給付掛金率及び6年10月からの基準利率（加算率）の設定』をご参照ください）。

なお、令和7年3月までの間は、退職等年金給付掛金の負担軽減を図るため、標準報酬月額等に対し0.3%に相当する額を職域年金経理から退職等年金給付勘定に繰り入れることとしましたので、この繰入率を差し引いた実行上の掛金率1.20%（1.50%－0.3%）をもって納付していただく掛金を算定します。

3 加入者保険料率（軽減保険料率）

令和元年度に、令和2年度から令和6年度までの5年間の加入者保険料率（軽減保険料率）を設定しており、令和6年度の軽減後の加入者保険料率（軽

減保険料率)は、4月から8月までが現行の16.389%、9月から令和7年3月までが16.743%となります。

【令和6年度の加入者保険料率(軽減保険料率)】

(単位:%)

| 月 分 | ①加入者保険料率 | ②軽減幅 | ③軽減保険料率 (①-②) |
|------------------|----------|-------|------------------|
| 令和6年4月～令和6年8月の月分 | 17.540 | 1.151 | 16.389 |
| 令和6年9月～令和7年3月の月分 | | 0.797 | 16.743 |

4 子ども・子育て拠出金率(予定)

令和6年度の子ども・子育て拠出金率については、現行の0.36%に据え置かれる予定です。

正式に決まり次第、改めて通知します。

<参考>

掛金等早見表(令和6年度分)の送付について

- ・「報酬」に係る掛金等早見表については、都道府県補助金との関連から4月初旬に送付する予定です。
- ・「賞与」に係る掛金等早見表については、私学共済ホームページをご覧ください。

【令和6年度の掛金等の率】

① 40歳以上65歳未満の加入者

(単位：%)

| 区分 | 短期給付等掛金率 | | | | 退職等 年金給付 掛金率 | 加入者保険料率 (軽減保険料率) | 合計 |
|-------------|-----------|-----------|-------|--------|--------------------|------------------------------|------------------------------|
| | 短期 給付分 | 福祉 事業分 | 介護分 | 小計 | | | |
| 甲種 加入者 | 8.771 | 0.250 | 1.692 | 10.713 | 1.20 | 16.389[8月まで] 16.743[9月から] | 28.302[8月まで] 28.656[9月から] |
| 乙種 加入者等 | 8.771 | 0.195 | 1.692 | 10.658 | - | - | 10.658 |
| 丙種 加入者 | - | 0.195 | - | 0.195 | 1.20 | 16.389[8月まで] 16.743[9月から] | 17.784[8月まで] 18.138[9月から] |
| 任意継続 加入者 | 8.771 | 0.125 | 1.692 | 10.588 | - | - | 10.588 |

② 40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者

(単位：%)

| 区分 | 短期給付等掛金率 | | | | 退職等 年金給付 掛金率 | 加入者保険料率 (軽減保険料率) | 合計 |
|-------------|-----------|-----------|-----|-------|--------------------|------------------------------|------------------------------|
| | 短期 給付分 | 福祉 事業分 | 介護分 | 小計 | | | |
| 甲種 加入者 | 8.771 | 0.250 | - | 9.021 | 1.20 | 16.389[8月まで] 16.743[9月から] | 26.610[8月まで] 26.964[9月から] |
| 乙種 加入者等 | 8.771 | 0.195 | - | 8.966 | - | - | 8.966 |
| 丙種 加入者 | - | 0.195 | - | 0.195 | 1.20 | 16.389[8月まで] 16.743[9月から] | 17.784[8月まで] 18.138[9月から] |
| 任意継続 加入者 | 8.771 | 0.125 | - | 8.896 | - | - | 8.896 |

<区分>

- 甲種加入者 … 短期給付・年金等給付適用者
- 乙種加入者等 … 短期給付のみ適用者、甲種加入者のうち協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者
- 丙種加入者 … 年金等給付のみ適用者
- 任意継続加入者 … 退職後短期給付のみ適用者

- ◎ 掛金等の負担は、従来どおり、甲種・乙種・丙種加入者については加入者と学校法人等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。
- ◎ 都道府県補助金は、標準報酬月額に係る加入者保険料に対して補助されます。標準賞与額に係る加入者保険料に対する補助はありません。
- ◎ 退職等年金給付掛金率（1.20%）は、納付していただく掛金を算定する際に用いる本来の掛金率1.50%から繰入率0.3%を差し引いた実行上の率を掲載しています。